

保育士キャリアアップ研修の概要

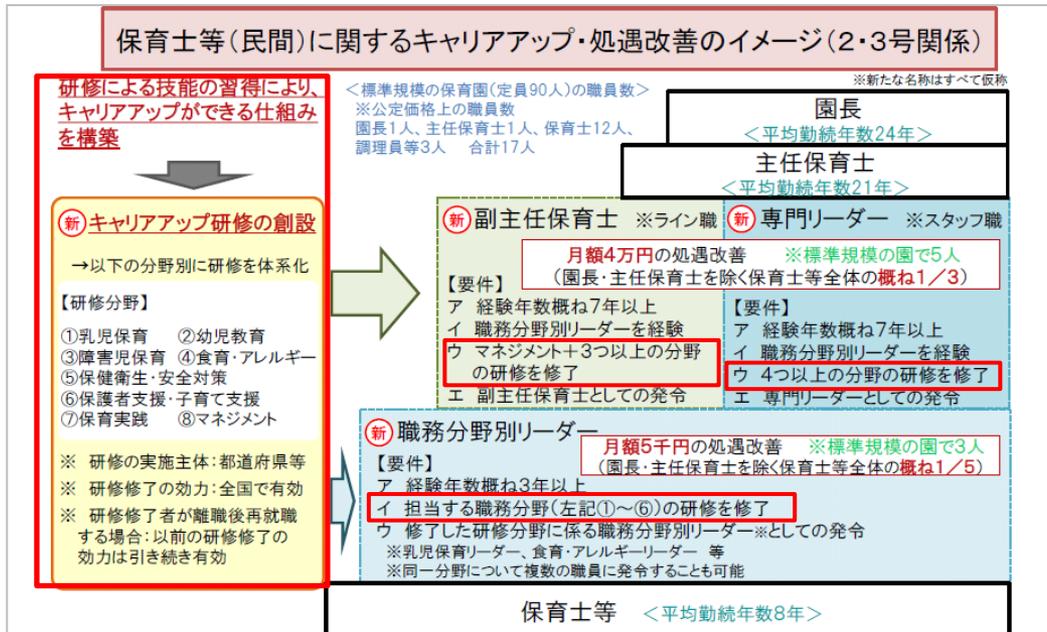
◆保育士キャリアアップ研修とは

保育現場において、園長・主任保育士の下で多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたっている初任後から中堅までの職員を対象に、職務内容に応じた専門性の向上を図るため、平成29年度よりスタートした研修制度です。

◆保育士キャリアアップ研修の受講がなぜ必要か

施設型給付費等において、平成29年度より、技能・経験を積んだ職員に対する処遇改善のための加算（処遇改善等加算Ⅱ）が創設されていますが、今後、加算対象者が研修を受講していることが加算の要件として課される予定となっています。

（ただし、研修受講の必須化については、国において、2022年度を目途に必須化を目指すこととされています。）



○保育士キャリアアップ研修の分野

◆専門分野別研修

- ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、
④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、
⑥保護者支援・子育て支援
- ＜対象者＞
各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者
（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

◆マネジメント研修

- ＜対象者＞
主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者
（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

◆保育実践研修

- ＜対象者＞
保育所等の保育現場における実習経験の少ない者
（保育士試験合格者等）または長期間、保育所等の
保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

※ 保育実践研修については、処遇改善等加算の要件との関係は現時点で未定です。

保育士キャリアアップ研修の仕組みと受講の流れ

◆保育士キャリアアップ研修の仕組み

- ・ 研修分野は全部で8分野あり、必要な分野を選択して受講することになります（P3参照）。
- ・ 保育士キャリアアップ研修には、県が実施する研修「県委託研修」と、市町、指定保育士養成校、非営利団体等が実施する「指定研修」の2種類があります（P4参照）。
- ・ 修了した分野については、県または指定研修実施機関から修了証が交付されます（いずれの場合でも、修了証の効力は同様です）。
- ・ 県または指定研修実施機関が交付した修了証は、全国で有効であり、期限の定めもありません。
- ・ 研修受講後、修了証を受け取るために必要な手続きについては、P5をご覧ください。

◆修了の要件

- ・ 修了の認定は、分野ごとに行われます。
- ・ 1つの分野を修了するには、その分野の研修を15時間以上受講することが必要です。
- ・ また、受講する15時間の中で、分野ごとに定められた5つの項目（P3の表中の「内容」欄①～⑤）を全て（最低1回は）受講することが必要です。

<受講申込みから修了までの流れ>

・受講する研修を選択

（自身が必要な分野を選択）

・受講申込み

※1分野ごとに申込みが可能

※申込み先は各研修の開催者

（県への申込みは不要）

研修受講（1分野15時間以上）

※各分野につき、P3の表に記載された「内容」欄の5項目を全て受講する必要があります

修了証受領

※県または指定研修実施機関から交付されます。

保育士キャリアアップ研修の研修分野

※ 1つの分野を修了するためには、その分野の「内容」欄の①～⑤を全て受講し、合計15時間以上受講する必要があります。

分野	内容
1 乳児保育	①乳児保育の意義 ②乳児保育の環境 ③乳児への適切な関わり ④乳児の発達に応じた保育内容 ⑤乳児保育の指導計画、記録及び評価
2 幼児教育	①幼児教育の意義 ②幼児教育の環境 ③幼児の発達に応じた保育内容 ④幼児教育の指導計画、記録及び評価 ⑤小学校との接続
3 障害児保育	①障害の理解 ②障害児保育の環境 ③障害児の発達の援助 ④家庭及び関係機関との連携 ⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価

分野	内容
7 マネジメント	① マネジメントの理解 ② リーダーシップ ③ 組織目標の設内容定 ④ 人材育成 ⑤ 働きやすい環境づくり

分野	内容
4 食育・アレルギー対応	①栄養に関する基礎知識 ②食育計画の作成と活用 ③アレルギー疾患の理解 ④保育所における食事の提供ガイドライン ⑤保育所におけるアレルギー対応ガイドライン
5 保健衛生・安全対策	①保健計画の作成と活用 ②事故防止及び健康安全管理 ③保育所における感染症対策ガイドライン ④保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン ⑤教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
6 保護者支援・子育て支援	①保護者支援・子育て支援の意義 ②保護者に対する相談援助 ③地域における子育て支援 ④虐待予防 ⑤関係機関との連携、地域資源の活用

分野	内容
8 保育実践	① 保育における環境構成 ② 子どもとの関わり方 ③ 身体を使った遊び ④ 言葉・音楽を使った遊び ⑤ 物を使った遊び

保育士等キャリアアップ研修の種類

保育士等キャリアアップ研修には、県が実施する研修「県委託研修」と、市町・指定保育士養成校・非営利団体等が実施する「指定研修」の2種類があります。

◆県委託研修（研修開催者：兵庫県保育協会（各支部を含む））

- 平成30年度は、兵庫県保育協会への委託により、「3 障害児保育」「4 食育・アレルギー対応」「7 マネジメント」の3分野を実施します。
- 研修の運営は、兵庫県保育協会又は保育協会各支部が行います。

◆指定研修（市町、指定保育士養成校、非営利団体などが実施する研修）

- 指定研修は、市町などが実施する研修で、保育士等キャリアアップ研修の要件を満たすと認められるものについて、県が指定した研修です。
- 研修の運営は、指定を受けた研修実施機関（指定研修実施機関）が行います。

【研修開催者】

- ・ 市町
- ・ 指定保育士養成校
- ・ 非営利団体（NPO法人、公益法人等）

受講パターン別の修了証交付の流れと必要な手続き

保育士等キャリアアップ研修には、「県委託研修」と「指定研修」があり、受講した研修の種別により、修了証交付までの流れが異なりますので、以下のパターンに従い、必要な手続きをとってください。

◆パターン1：「県委託研修」だけで1分野（15時間以上）を受講した方

- ・ 修了証は、県から交付します。
- ・ 修了証を受け取るためには、P5のとおり手続きが必要です。

※ 受講者が用意する書類（各書類の様式は県のホームページへ掲載しています）

- ① 修了証交付申請書
- ② 兵庫県保育士等キャリアアップ研修受講管理シート（修了証交付を申請する分野のもの）
- ③ 受講した研修の一部受講証明書原本（受講管理シートに記載した研修のもの全て）
- ④ 受講した分野について記載したレポート
- ⑤ 保育士証の写し（保育士資格を有しない場合は幼稚園教諭・栄養士・調理師・看護師免許状等）

◆パターン2：「県委託研修」と「指定研修」を組み合わせて、1分野（15時間以上）を受講した方

（例：乳児保育分野について、県委託研修で5時間、A市が実施する指定研修で10時間受講した場合等）

- ・ 修了証は、県から交付します。
- ・ 修了証を受け取るための手続きは、パターン1と同様です。

◆パターン3：一つの指定研修機関が実施する「指定研修」だけで1分野（15時間以上）を受講した方

（例：乳児保育分野について、A市が実施する指定研修だけで15時間以上受講した場合等）

- ・ 修了証は、研修を実施した指定研修機関から交付されます。
- ・ 修了証交付までの流れはP6のとおりです。（詳細は受講先で確認してください）

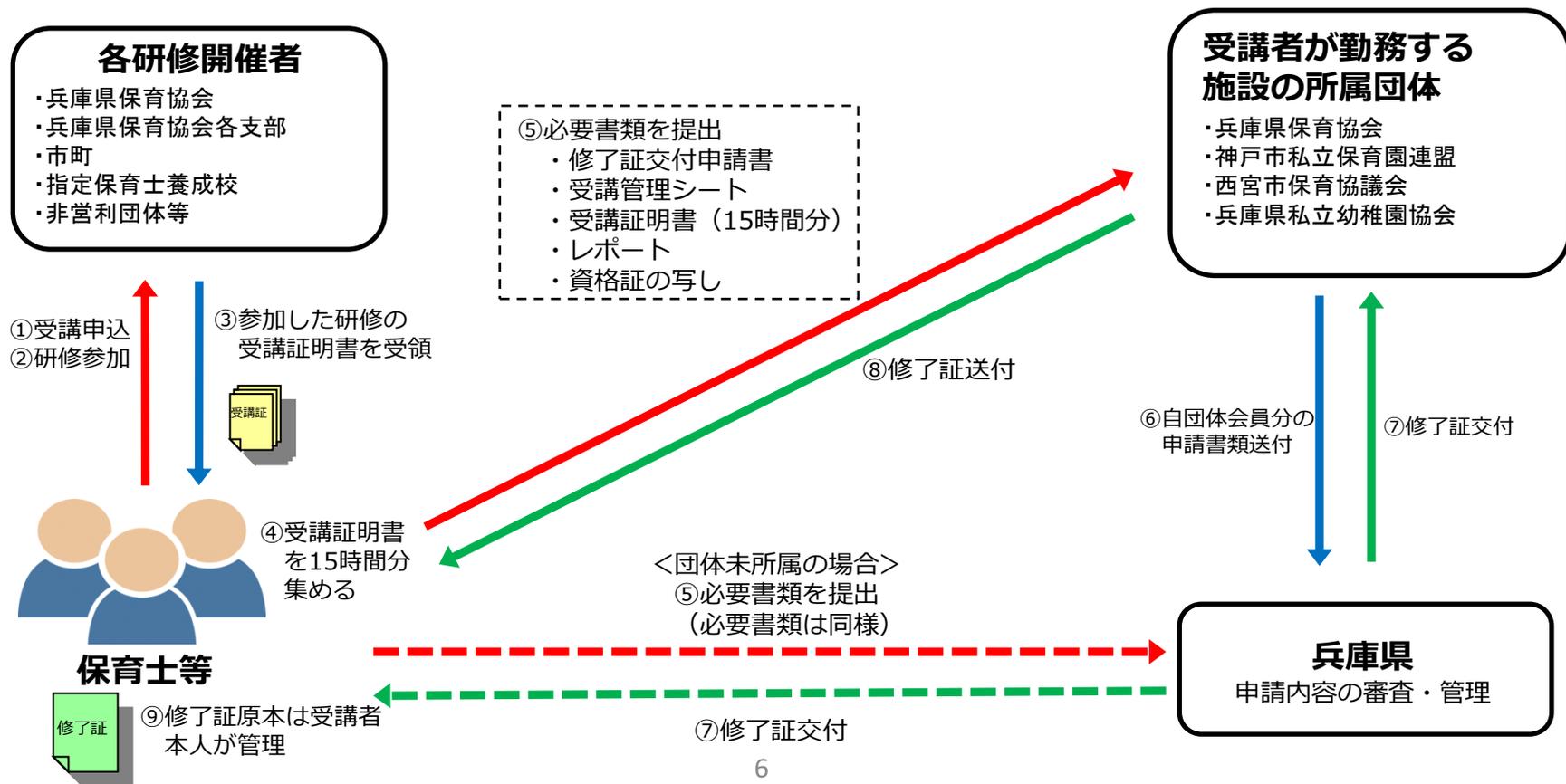
◆パターン4：複数の指定研修機関が実施する「指定研修」を組み合わせて1分野（15時間以上）を

受講した方（例：乳児保育分野について、A市の研修を10時間、B大学の研修を5時間受講した場合）

- ・ 修了証は、県から交付します。
- ・ 修了証を受け取るための手続きは、パターン1と同様です。

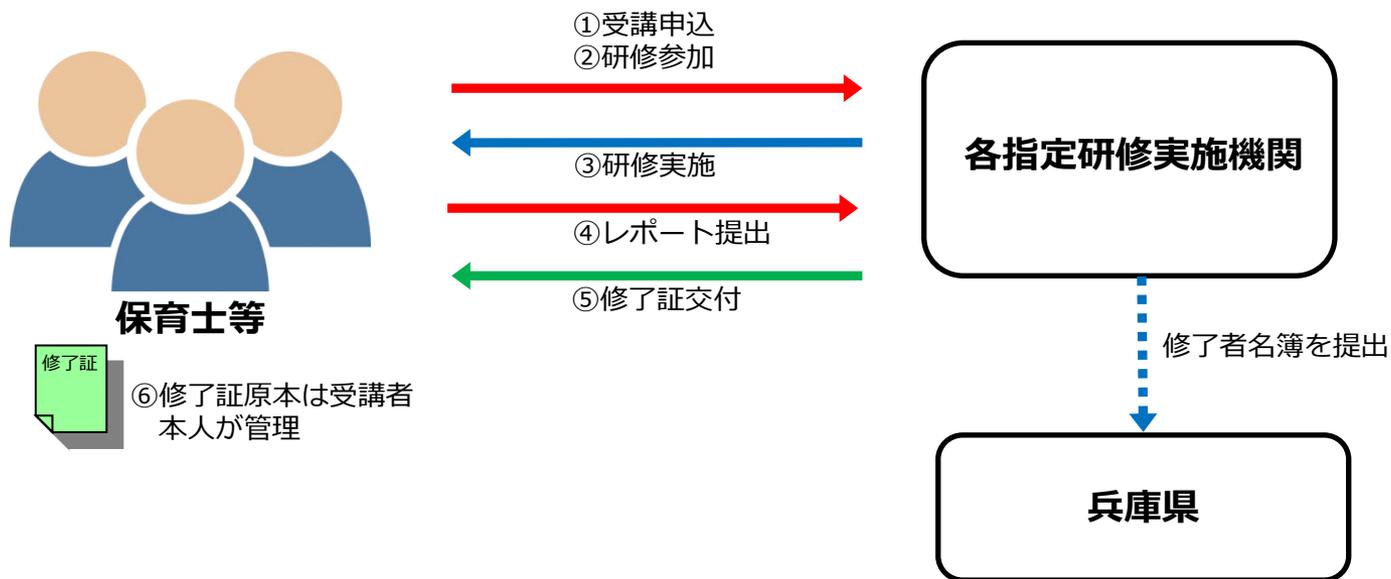
県から修了証の交付を受ける場合の手続きと流れ

- ◆ P5のパターン1、2、4に該当する受講者は、以下のフローに従い、手続きを行ってください。
- ◆ P5に記載する必要書類を準備し、以下の提出先へ提出してください。
 - ・ 兵庫県保育協会、神戸市私立保育園連盟、西宮市保育協議会、兵庫県私立幼稚園協会のいずれかに所属する園で勤務されている方・・・各所属団体の事務局
 - ・ 上記団体に所属していない園で勤務されている方または現在勤務されていない方
・・・兵庫県こども政策課



各指定研修実施機関から修了証の交付を受ける場合の流れ

- ◆ P5のパターン3に該当する受講者は、以下のフローにより修了証の交付を受けてください。
- ◆ 研修受講後の手続きについては、各実施機関によって異なりますので、受講した研修の実施機関へ直接確認してください。



- ・修了者情報は県で管理します。
- ・修了者が他の都道府県で勤務することになった場合などは、異動先の都道府県や市町村に情報提供する場合があります。